

◎新潟県告示第769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 中条紫雲寺線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
胎内市新館字楯ノ南698番から	新	10.2～48.6メートル	995.4メートル
同市築地字道端4636番まで	旧	6.5～19.0メートル	1,003.4メートル